

## 3 (1) 相続人名義の預金口座の帰属に関する事例 &lt;関係者への質問&gt;

( 5 ) 枚のうち ( 1 ) 枚目

## 質問応答記録書

回答者 住所 ●●県××市・・・・・  
 氏名 甲野 健一  
 生年月日、年齢 昭和26年3月〇日生 (〇〇歳)  
 本職は、平成28年8月9日、●●県××市・・・・・甲野健一方において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

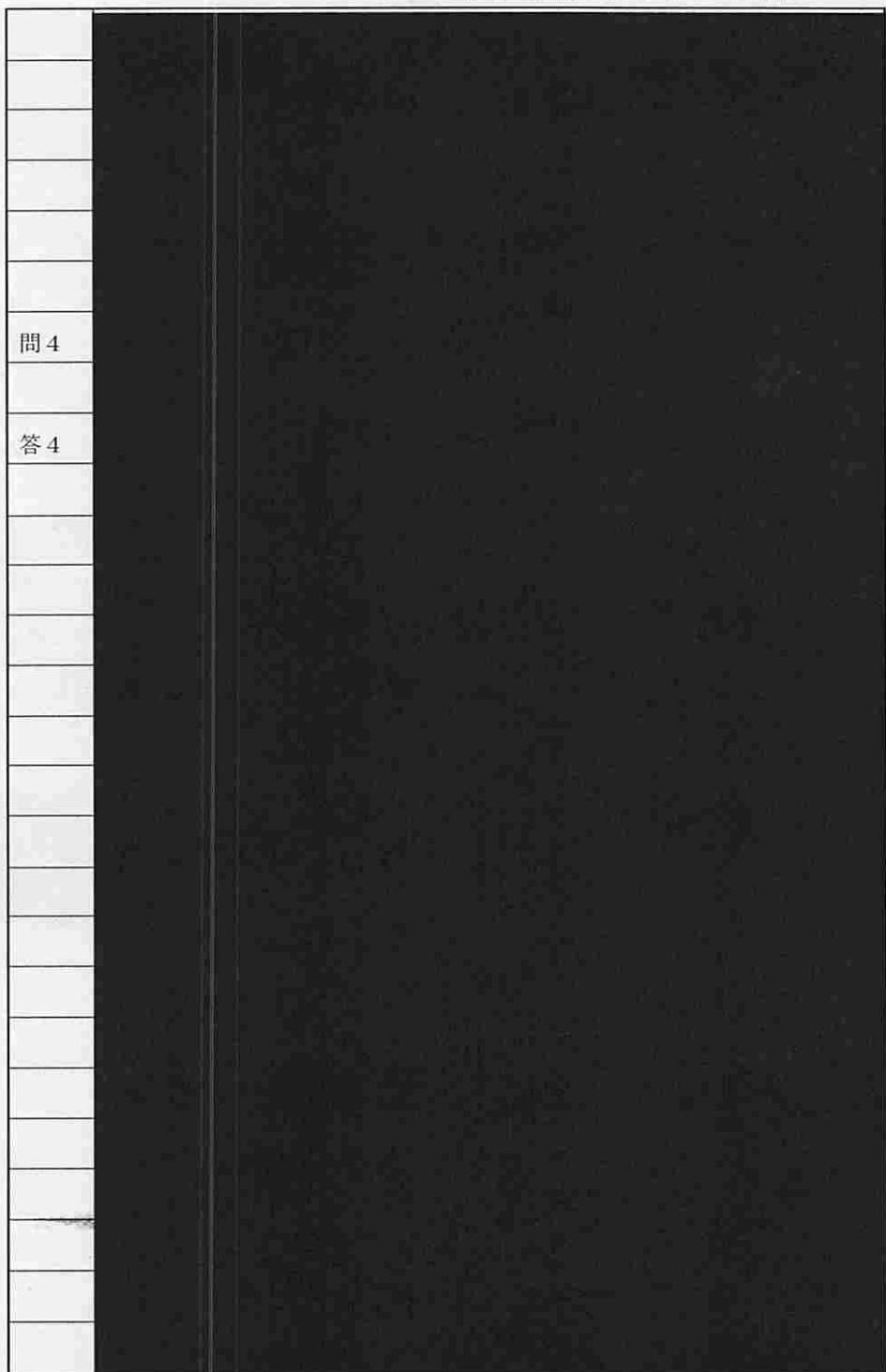
## 質問応答の要旨

問1	あなたは、平成26年5月17日に死亡した甲野太郎さんの実の息子ですか
	ね。> <b>①</b>
答1	はい。
問2	
答2	
問3	
答3	

- ①** 回答者が甲野太郎の父である事実は、争いのない前提事項であるから、誘導尋問を用いて簡潔に記載している。  
 【重要事項10参照】

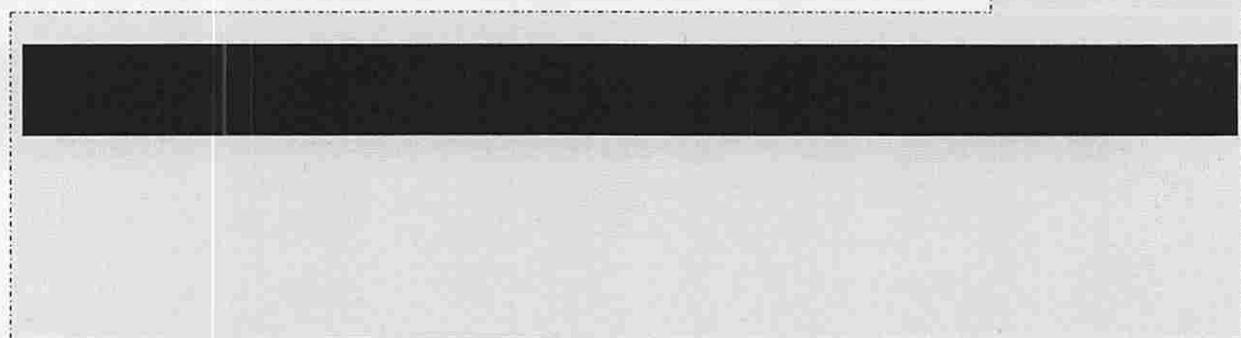
**②****③**

( 5 ) 枚のうち ( 2 ) 枚目



問 4

答 4



( 5 ) 枚のうち ( 3 ) 枚目

問 5	
答 5	
問 6	
答 6	
問 7	
答 7	
問 8	
答 8	
問 9	
答 9	
問 10	

--

( 5 ) 枚のうち ( 4 ) 枚目

答 10

問 11

答 11

問 12

答 12

問 13

以上で質問を終わりますが、何か訂正したいこと又は付け加えたいことは

( 5 ) 枚のうち ( 5 ) 枚目

① 末尾問答は、回答者に対し、質問応答記録書の読み上げ・閲読の前にも、それまでの答述を訂正等する機会を与えた事実を担保することとなり、信用性確保の観点から有用である。【FAQ問17参照】

② 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合には、特別な事情がある場合以外は、読み上げるだけでなく、質問応答記録書の閲読もさせる必要がある。【FAQ問  
18 参照】

## 質問応答記録書

回答者 住所 ○○県○○市・・・・・

氏名 福岡 一郎

生年月日、年齢 昭和31年○月○日生、○○歳

本職は、平成28年9月21日及び同月29日、○○県○○市・・・・・の福岡一

郎宅において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。>**①**

### 質問応答の要旨

1 >**②**



2 >**②**



**⑥**



**⑦**

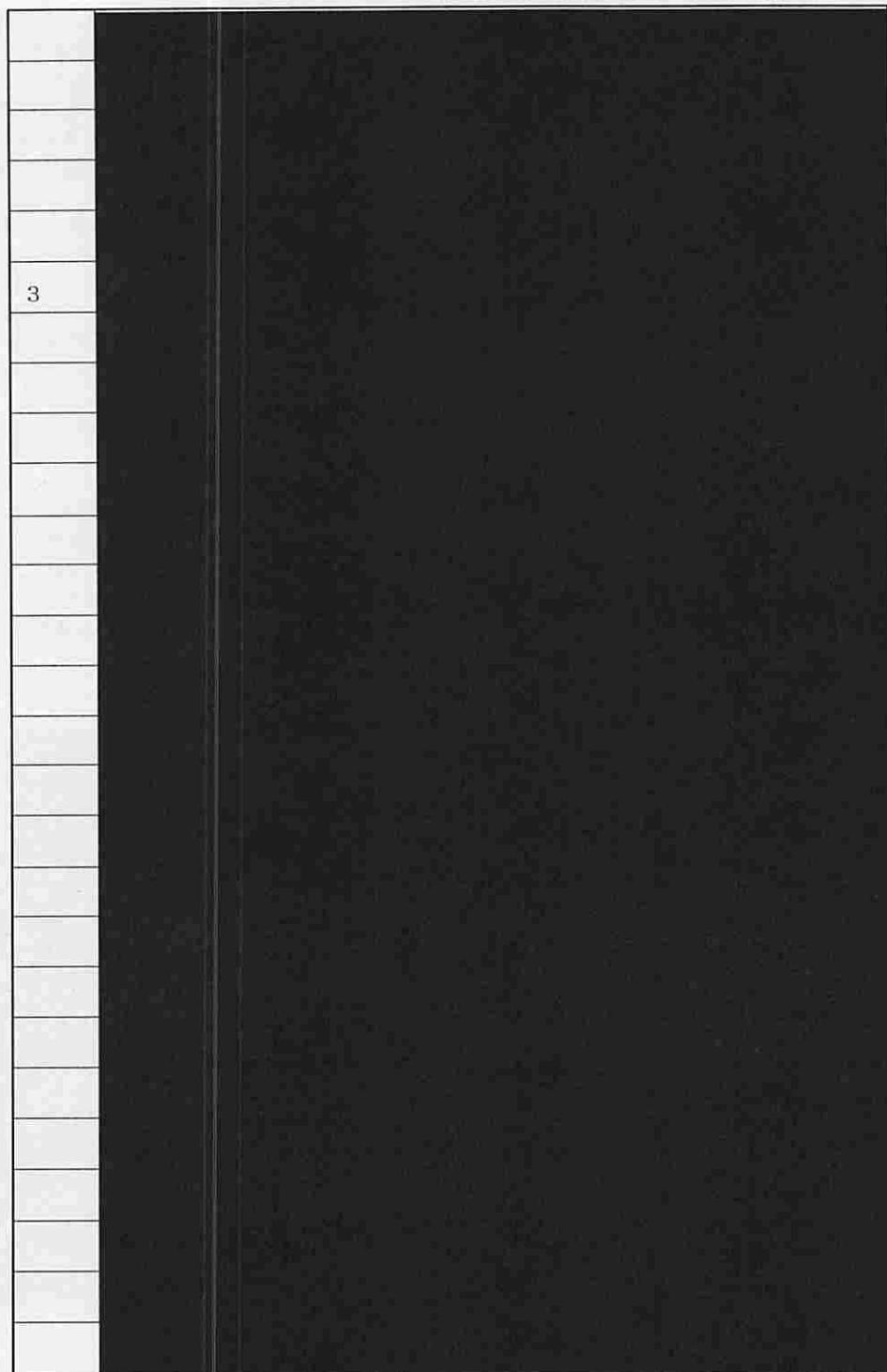


- ①** 本質問応答記録書は、初日の質問調査では作成せず、2日目に作成され、かつ、回答者の署名・押印までなされたとの前提である。そのため、質問応答記録書冒頭部分(初葉の前書)の日付欄には、質問調査がなされた両方の日付を記載している。【FAQ問10参照】

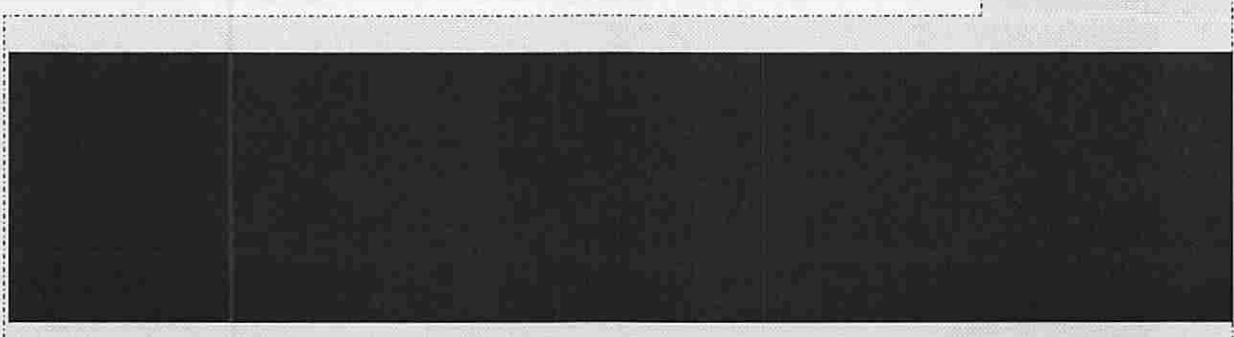
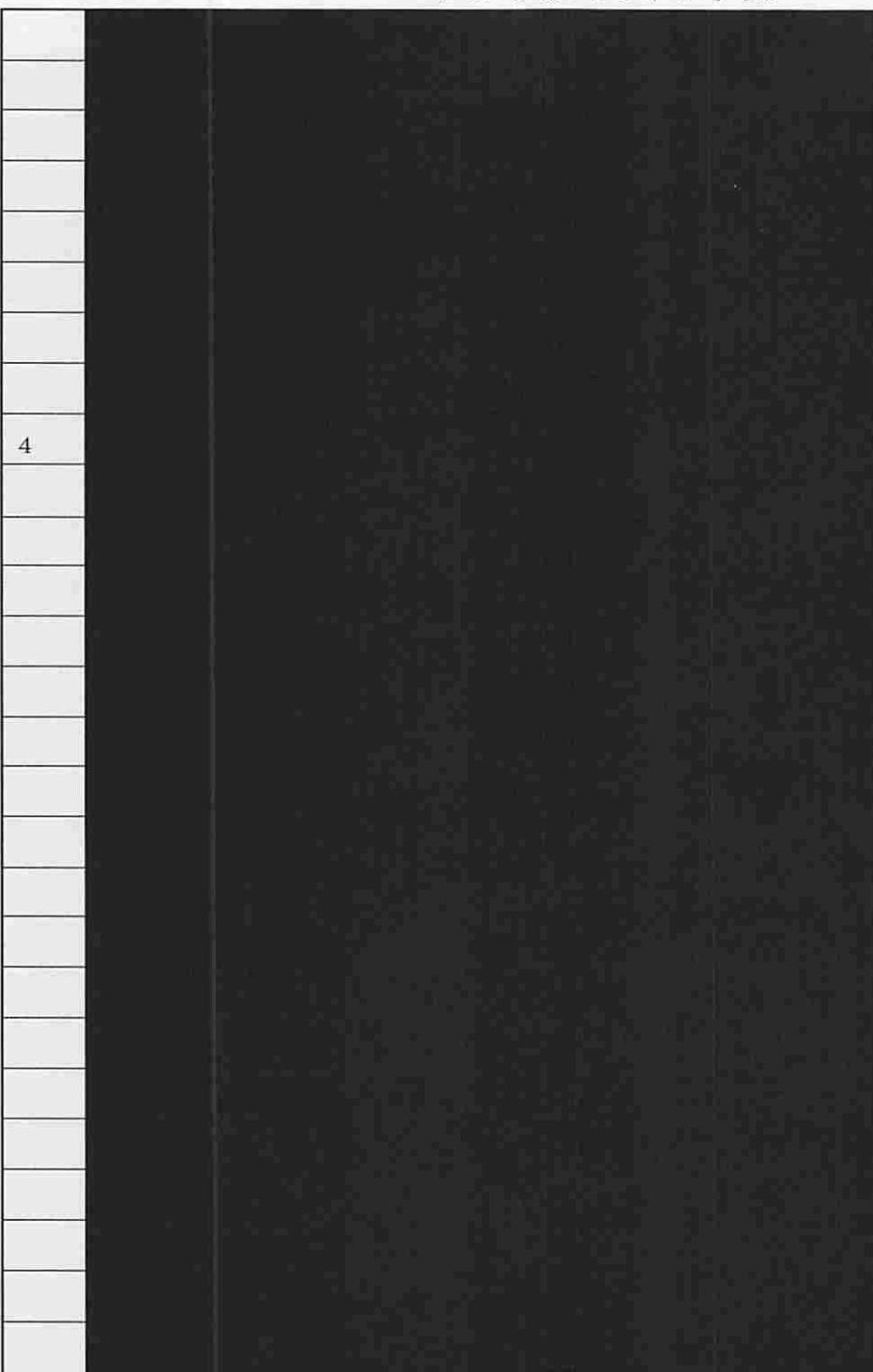
- ②** 物語形式の場合には、項目ごとに項目数を付することで、分かりやすくなる。【FAQ問11参照】

- ③**  
**④**  
**⑤**
- 

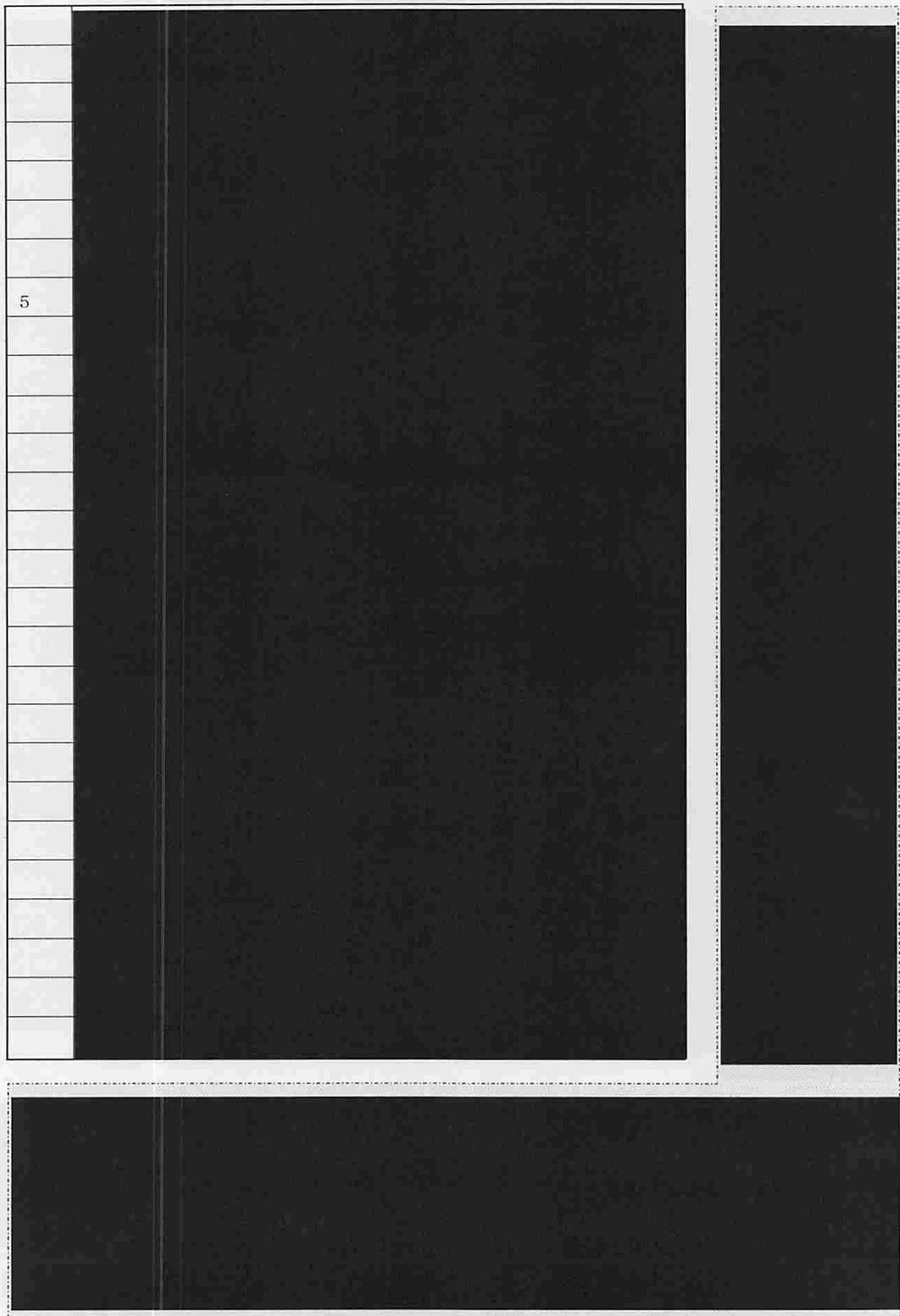
( 10 ) 枚のうち ( 2 ) 枚目



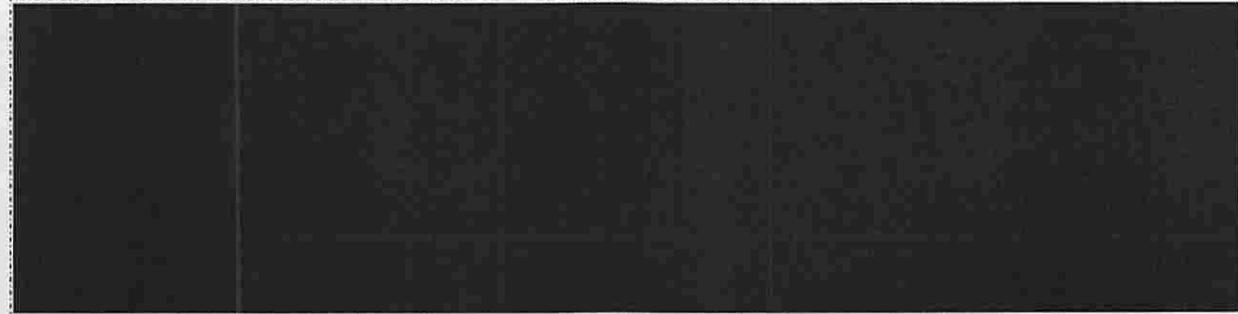
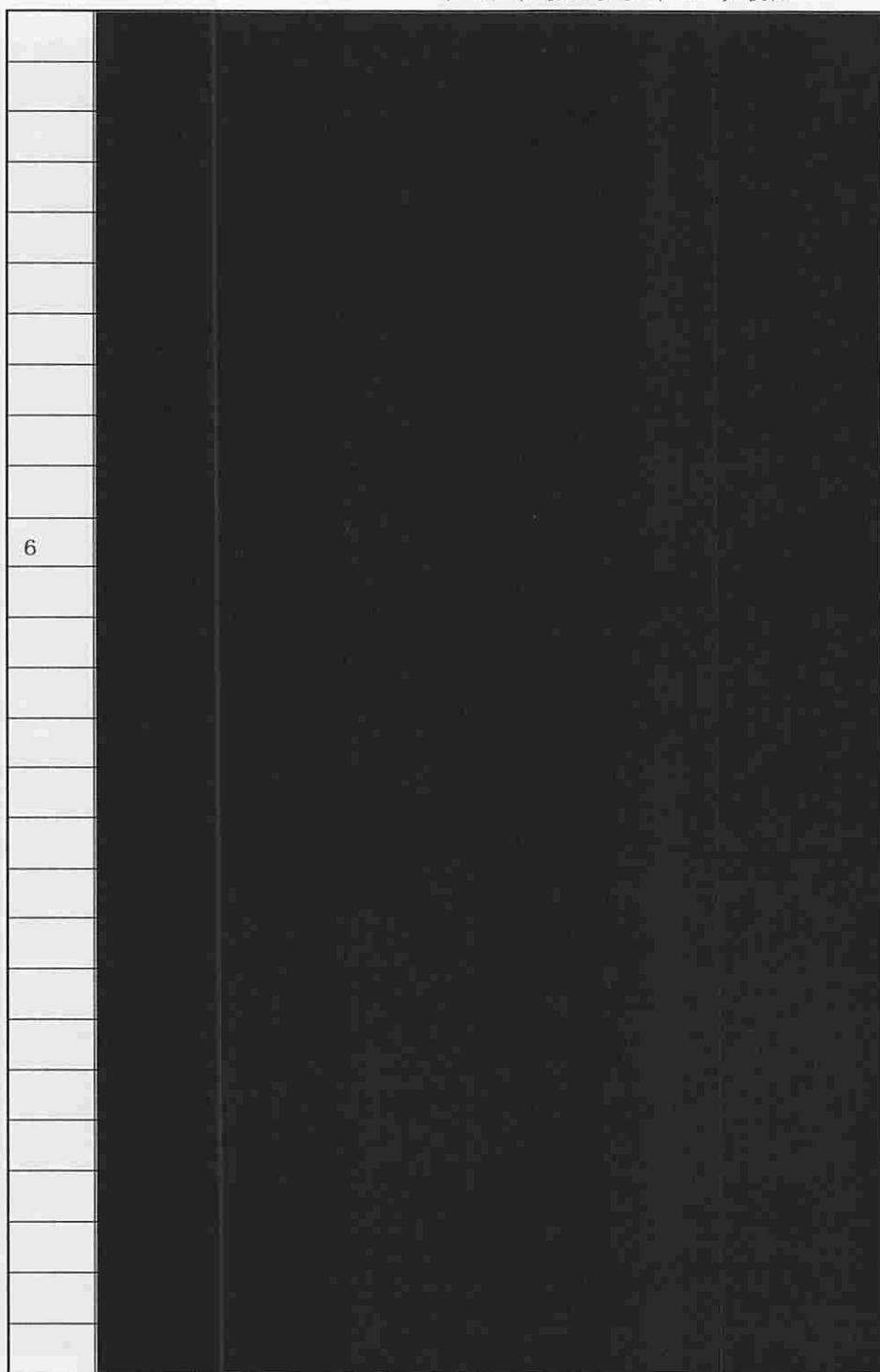
( 10 ) 枚のうち ( 3 ) 枚目



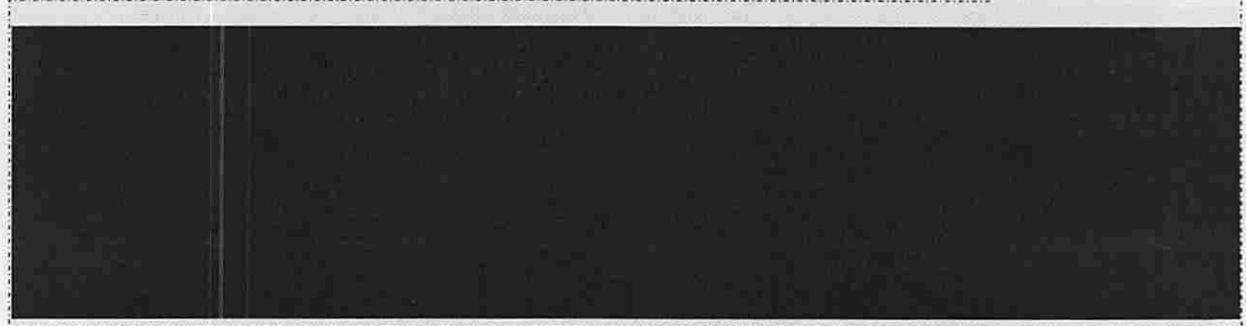
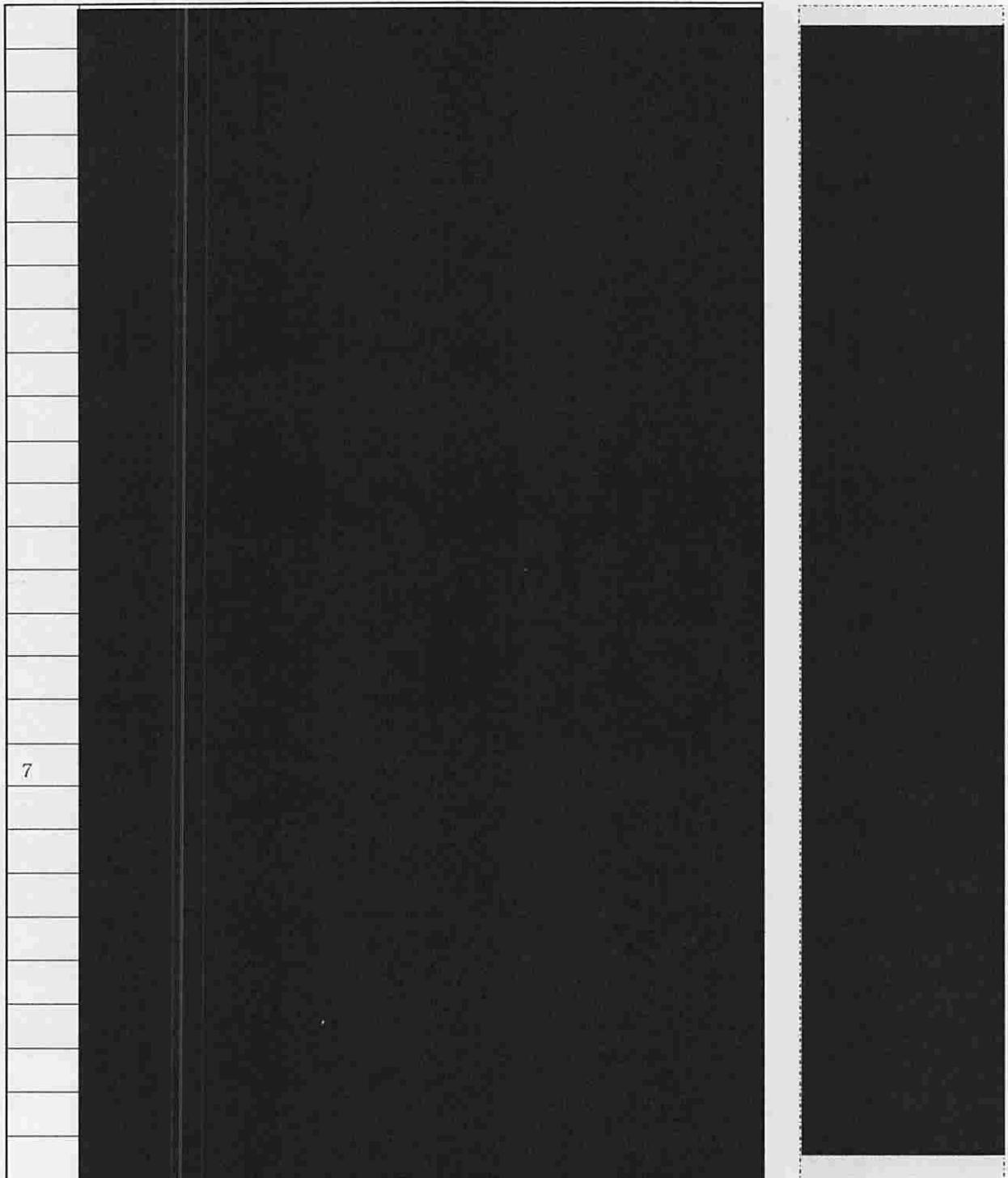
( 10 ) 枚のうち ( 4 ) 枚目



( 10 ) 枚のうち ( 5 ) 枚目



( 10 ) 枚のうち ( 6 ) 枚目



( 10 ) 枚のうち ( 7 ) 枚目

問	
答	
	(以上で問答を終了した。) ➤④
8	

①

②

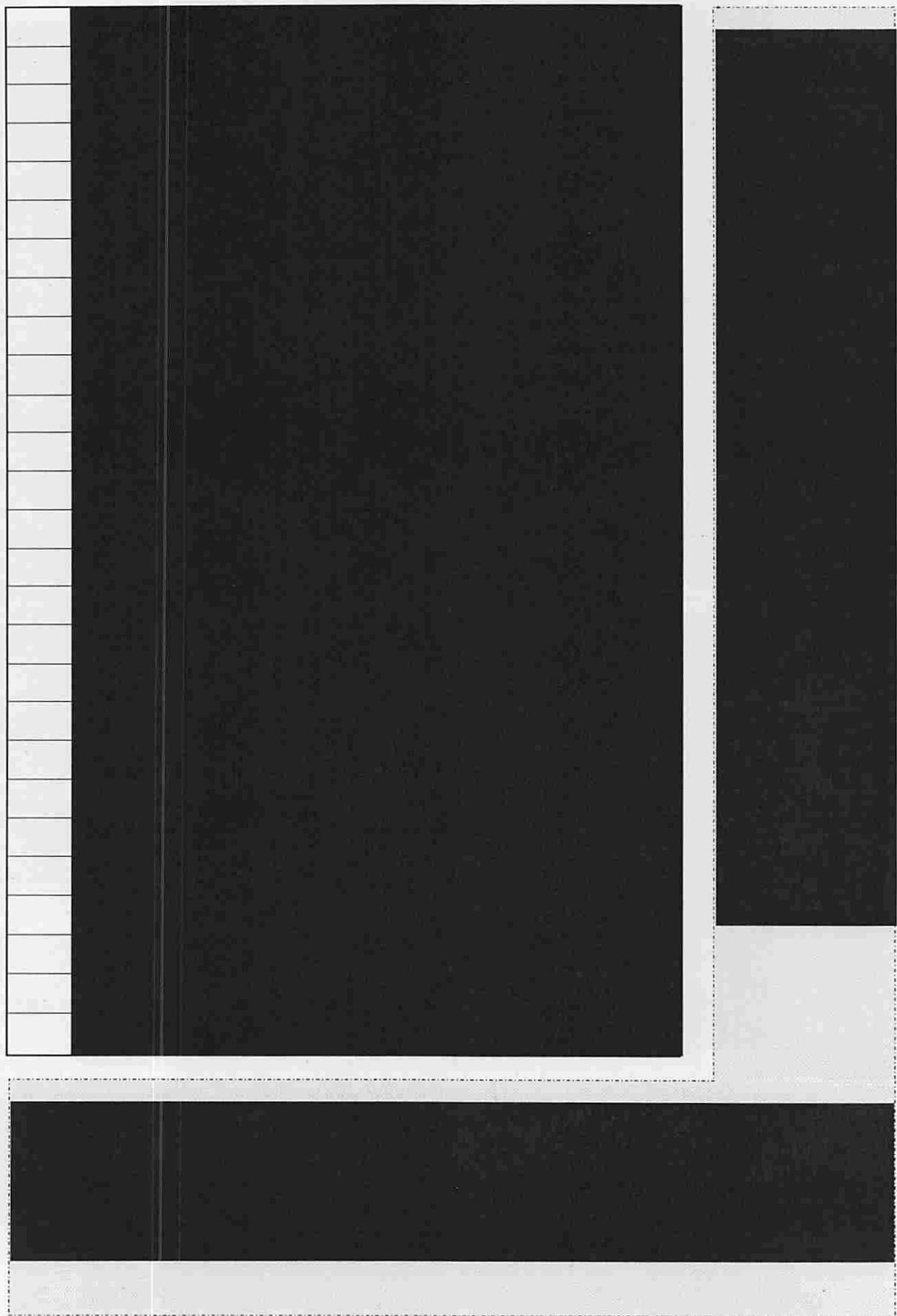
③

- ④ 前の行で問答が  
終了したことを示  
している。【FAQ  
問 11 参照】

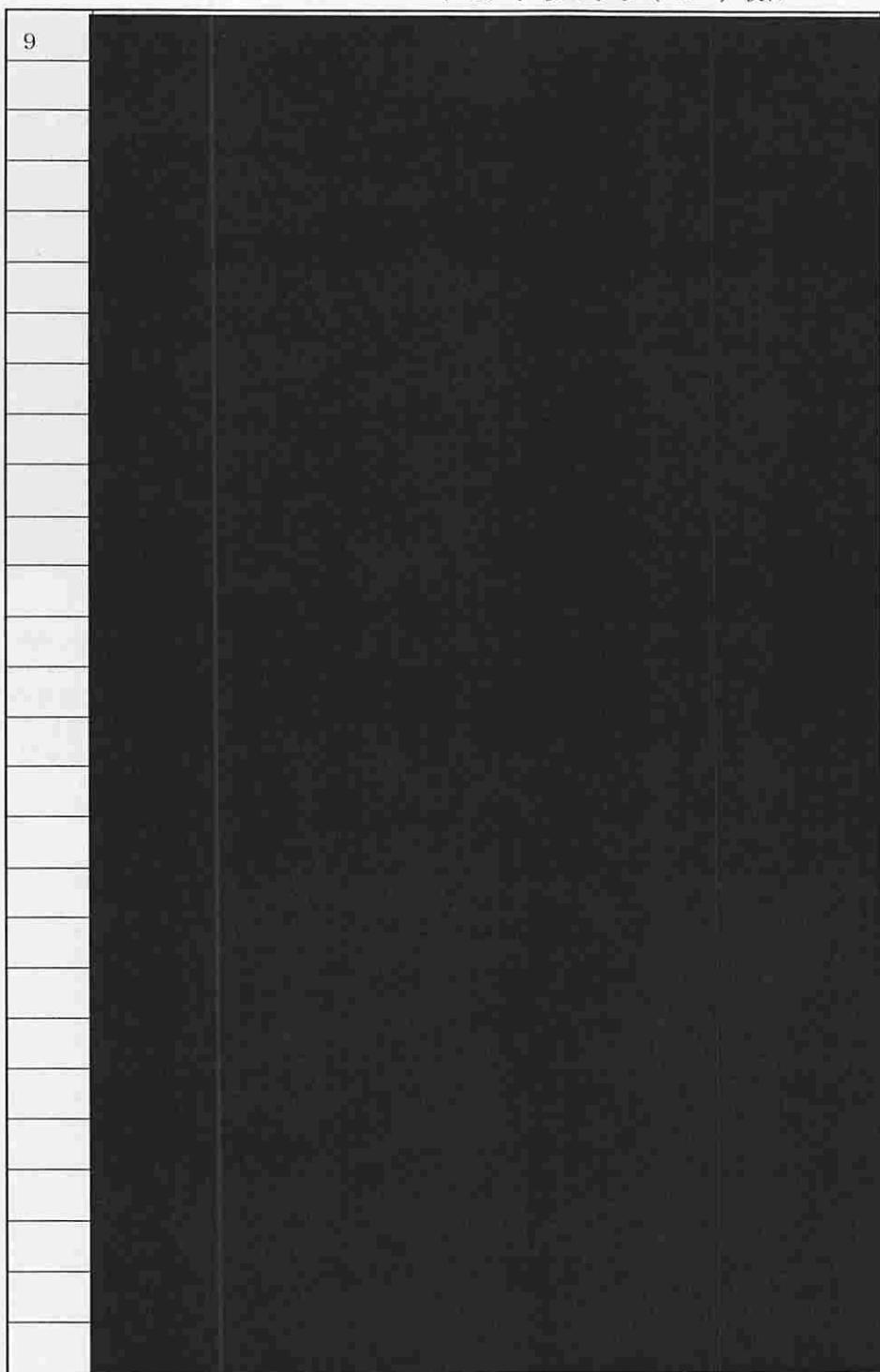
5

6

( 10 ) 枚のうち ( 8 ) 枚目



( 10 ) 枚のうち ( 9 ) 枚目



10	
問	これまでのお話しについて、訂正したいこと、付け加えたいことはありますか。>③
答	いいえ。訂正したいこと、付け加えたいことはありません。>③ (回答者) 福岡 一郎 印 以上のとおり、質問応答の要旨を記載して、回答者に対し読み上げ、かつ、閲読させたところ、回答者は、誤りのないことを確認し、署名・押印した上、各頁に確認印を押印した。>④ 平成28年9月29日>④ (質問者) ○○税務署 財務事務官 ■■■ (記録者) ○○税務署 財務事務官 ●●●

1

9

③ 訂正、追加の申立がないか丁寧に確認し、答述の信用性を確保している。  
【FAQ問17参照】

④ 本質問応答記録書は、1枚目注釈❶にあるとおり、初日の質問応答では終了せず、2日目の質問応答の際に作成し、回答者の署名・押印がなされたとの前提であるが、質問応答記録書末尾の日付は、回答者に対する読み上げ・閲読・署名・押印がなされた日付を記載する。【FAQ問10参照】

なお、回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

(5) 枚のうち (1) 枚目

## 質問応答記録書

回答者 住所 ○○県○○市・・・・・

氏名 小倉 門司

生年月日、年齢 昭和26年○月○日生まれ、○○歳

本職は、平成28年9月30日、○○県○○市・・・・・小倉門司税理士事務所に

おいて、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

## 質問応答の要旨

1 > ① 私は、税理士であり、昭和56年に小倉門司税理士事務所を開設し、現在  
まで、主に、○○県に本店を置く法人か、○○県にお住まいの方から依頼を  
受けて、各種申告書の作成等の事務を行っています。> ②

2 &gt; ①

① 物語形式の場合には、項目ごとに項目数を付することで、分かりやすくなる。  
【FAQ問11参照】

②

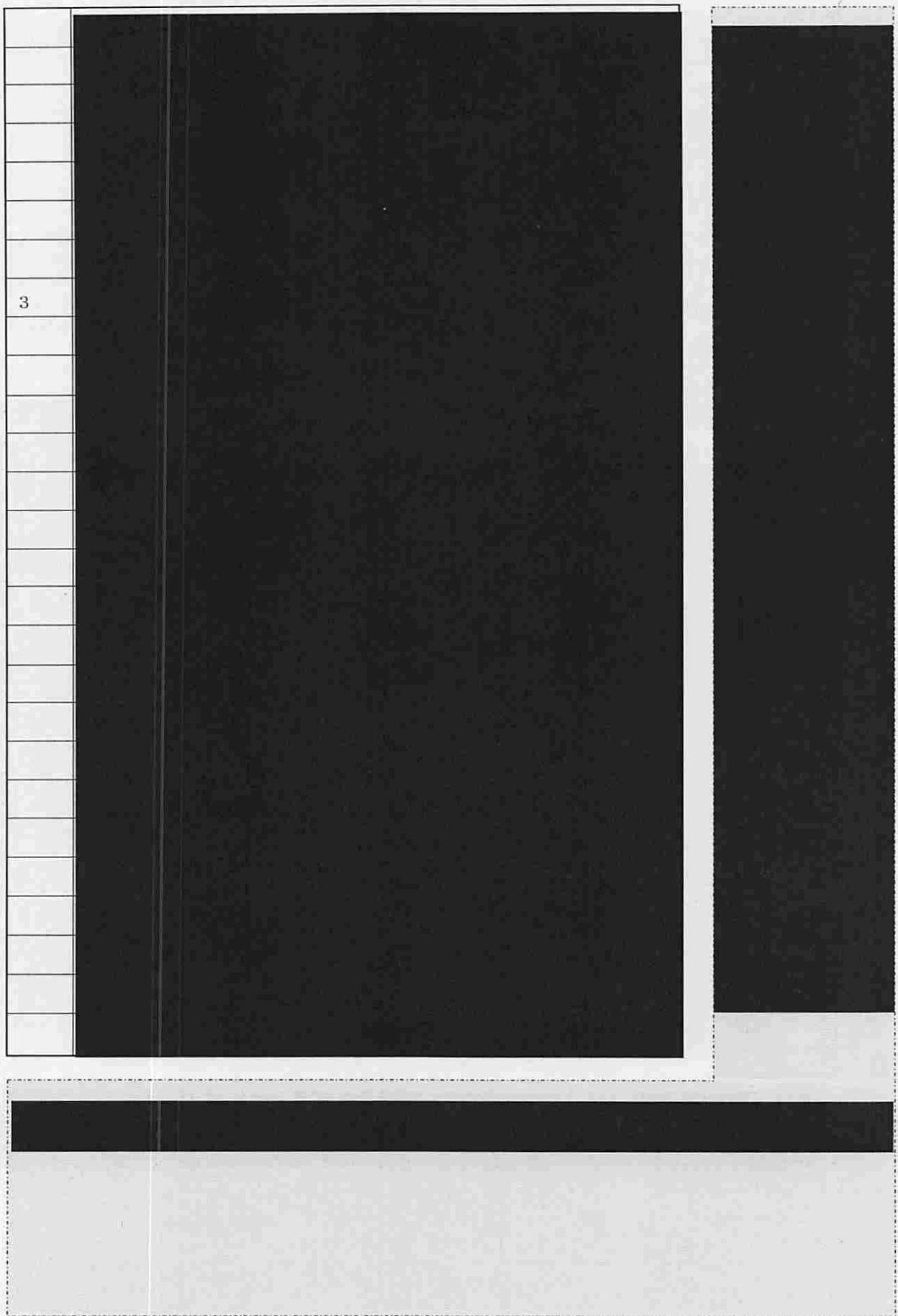
③

④

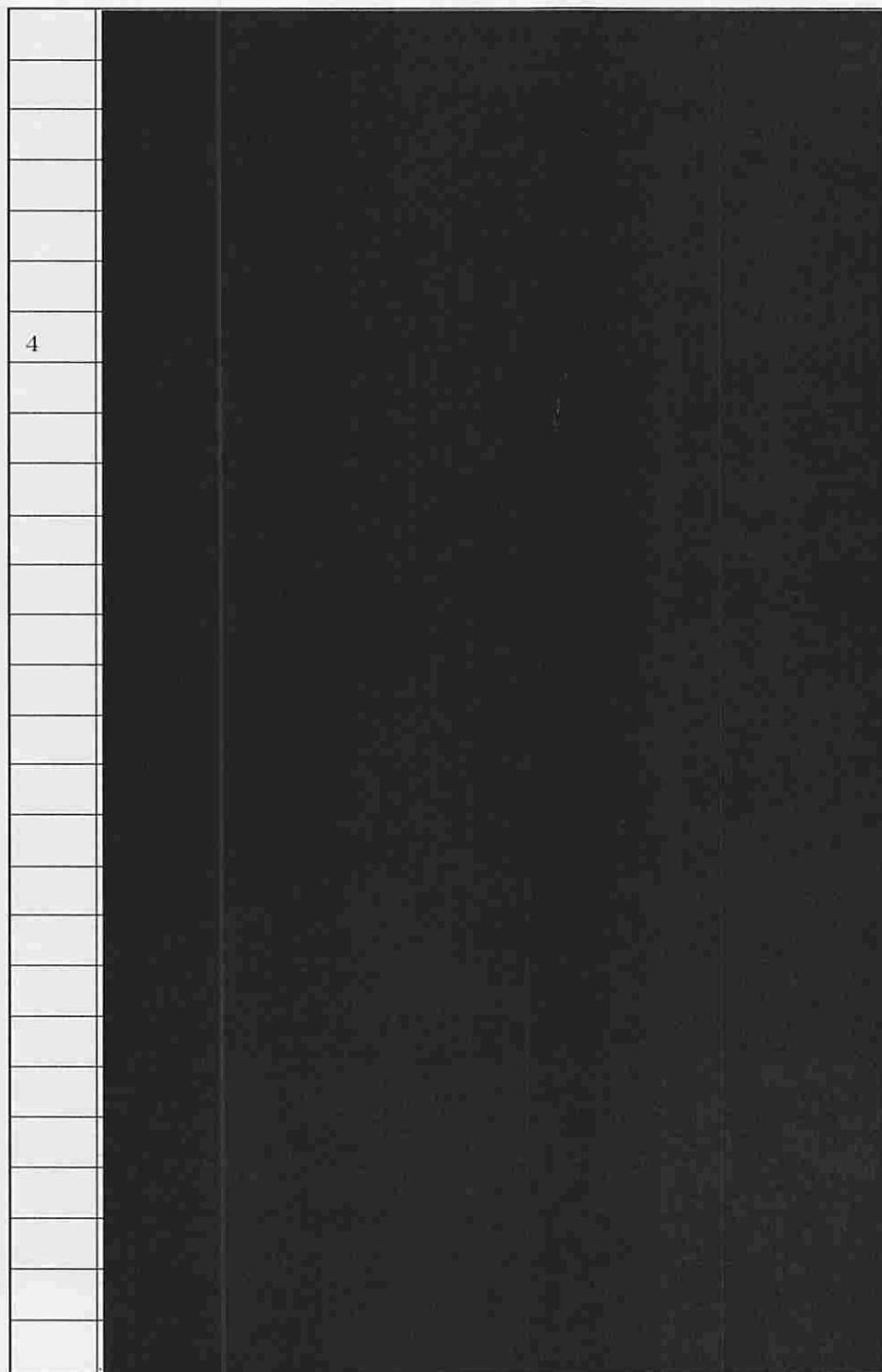
⑤

⑥

( 5 ) 枚のうち ( 2 ) 枚目



( 5 ) 枚のうち ( 3 ) 枚目



5	
問	以上で質問を終えますが、何か訂正したいこと又は付け加えたいことはありますか。
答	ありません。>⑦
	(回答者) 小倉 門司 印
	>⑧



⑤

⑥

⑦ 質問者が質問応答記録書本文の作成に先立って、回答者に対し、これまでの答述について訂正・追加等がないか確認したことを明らかにするために記載したものである。【FAQ問17参照】

⑧ 回答者の署名・押印した行以降を余白として、奥書を次頁に記載している。【奥書・その他1(8)参照】

( 5 ) 枚のうち ( 5 ) 枚目

- ① 質問調査を開始した日のうちに本質問応答記録書を作成し、回答者に対する読み上げ・間読・署名・押印までなされたことを示している。

なお、回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ 問18、奥書・その他1(1)参照】

## 3 (2) 相続財産の一部除外に関する事例 &lt;関係者への質問②&gt;

(2) 枚のうち (1) 枚目

確 認				担当者
・				

## 調査報告書

〇〇税務署長 殿

平成 年 月 日

〇〇 税務署 〇〇課税第〇部門  
財務事務官 \_\_\_\_\_

納 税 義 務 者	福岡一郎、福岡次郎
用 務	臨宅調査
調 査 年 月 日	平成28年9月29日
用 務 先	〇〇県〇〇市・・・・福岡一郎宅
調 査 対 象 者	福岡海子（福岡一郎の妻）

## 【報告事項】

福岡一郎から得た答述を裏付けるべく、福岡海子に対して質問調査を実施した。  
その結果は下記のとおりである。

記

## 1 調査を行った時間

平成28年9月29日午後4時25分から同日午後5時5分までの間>**①**

## 2 質問調査を行った者

本職及び財務事務官 ●● ●●>**②**

- ① 質問調査を行った日時（特に時間）を正確に記載している。

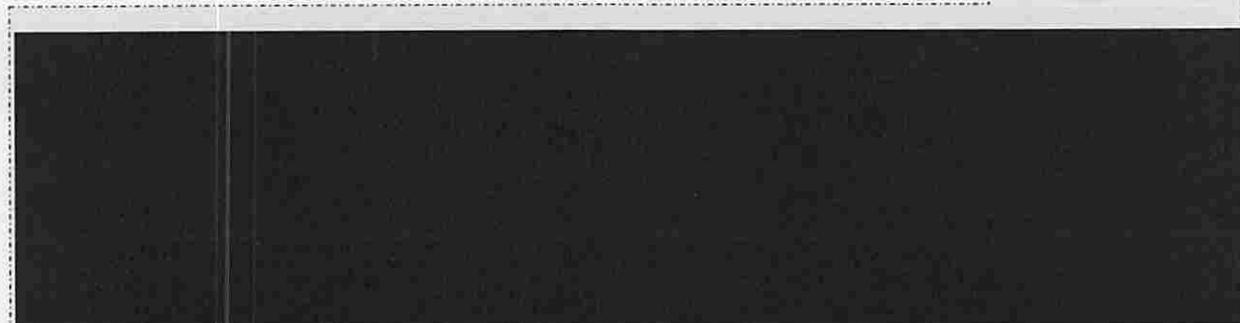
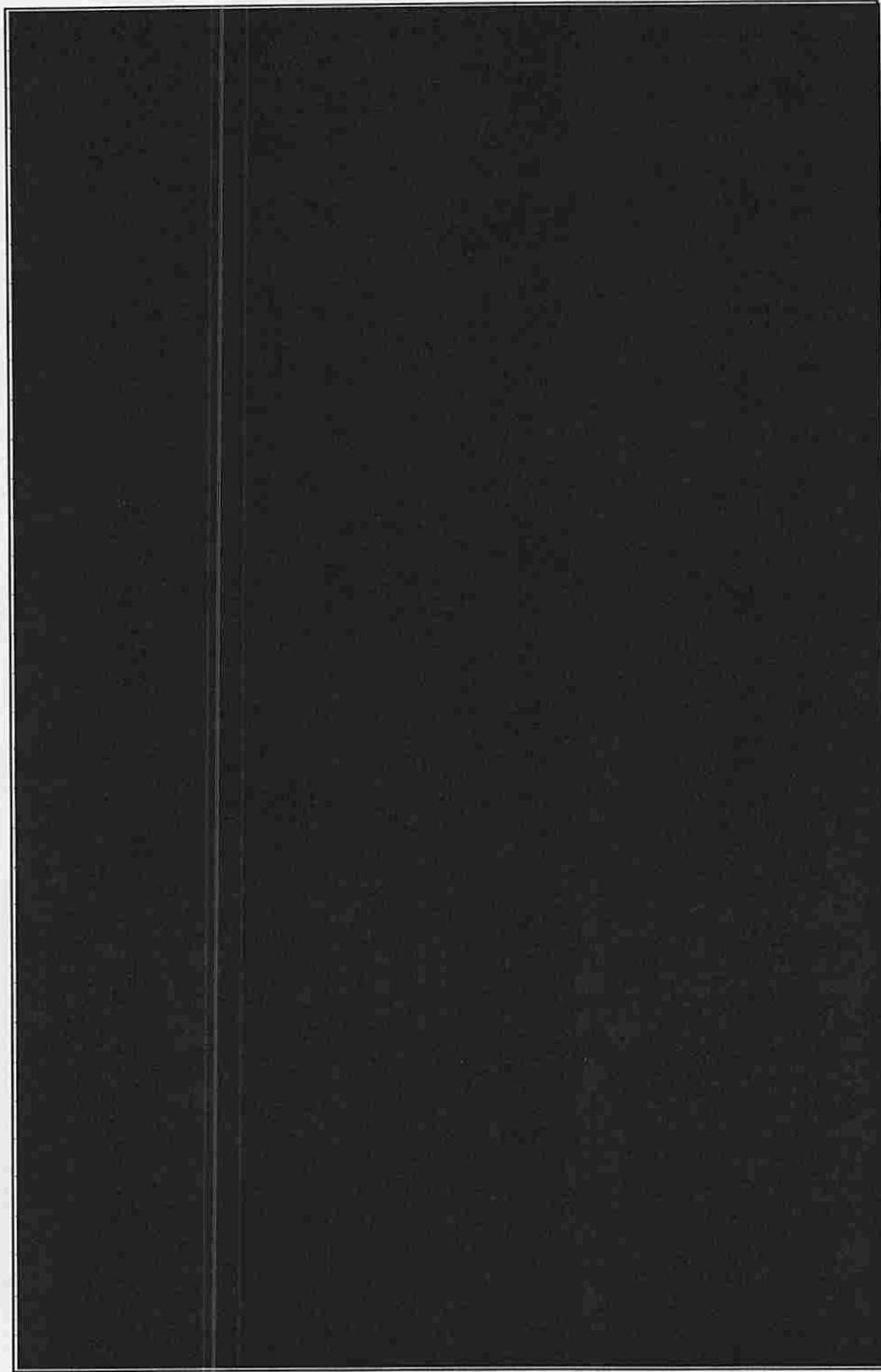
- ② 従事した調査担当者を漏れなく記載している。

③

④

⑤

( 2 ) 枚のうち ( 2 ) 枚目



4 所得の帰属に関する事例 <実質的オーナーへの質問>  
～簿外店舗の収益について、実質的オーナーに帰属するとして課税した事案～

( 7 ) 枚のうち ( 1 ) 枚目

## 質問応答記録書

回答者 住所 所 ●●市○○区・・・

氏名 甲野 一太郎

生年月日、年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

本職は、平成28年11月8日、●●市○○区・・・の甲野一太郎の自宅において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

### 質問応答の要旨

問1 あなたの仕事を教えてください。>①

答1 私は、東京都■■区にある「築地」という会員制クラブのオーナーです。

問2

答2

問3

答3

問4

答4

問5

答5

( 7 ) 枚のうち ( 2 ) 枚目

問 6

答 6

問 7

答 7

問 8

答 8

問 9

答 9

問 10

答 10

( 7 ) 枚のうち ( 3 ) 枚目

問 11
答 11
問 12
答 12
問 13
答 13
問 14
答 14
問 15
答 15

( 7 ) 枚のうち ( 4 ) 枚目

問 16	
答 16	
問 17	
答 17	
問 18	
答 18	
問 19	
答 19	
問 20	
答 20	
問 21	
答 21	
問 22	
答 22	

( 7 ) 枚のうち ( 5 ) 枚目

問 23

答 23

問 24

答 24

問 25

答 25

問 26

答 26

問 27

答 27

問 28

答 28

問 29

答 29

問 30

答 30

問 31

答 31

( 7 ) 枚のうち ( 6 ) 枚目

問 32	
答 32	
問 33	
答 33	
問 34	
答 34	
問 35	
答 35	
問 36	
答 36	



問 37	
答 37	
問 38	
答 38	
問 39	以上で本日の質問を終わりますが、何か訂正・追加はありますか。
答 39	いいえ、ありません。
	(回答者) 甲野 一太郎 印
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、
	閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名・押印した上、
	各頁に確認印を押印した。>②
	平成 28 年 11 月 8 日
	(質問者) ○○税務署 財務事務官 ■■ ■■
	(記録者) ○○税務署 財務事務官 ▲▲ ▲▲

①

- ② 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

( 10 ) 枚のうち ( 1 ) 枚目

## 質問応答記録書

回答者 住 所 ●●市■■区・・・・

氏 名 花 本 花 子

生年月日、年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

本職は、平成28年11月7日及び同月9日、●●市■■区……の回答者の自

宅において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。>①

## 質問応答の要旨

問1 あなたはどのような仕事をしていますか。>②

答1 東京都の▲▲駅前にある「豊洲」というクラブで店長をしています。

問2

答 2

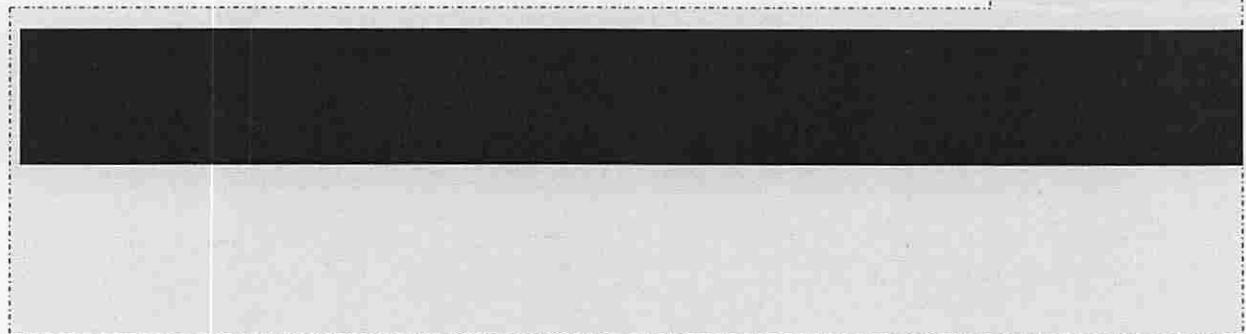
4

- ① 本件の回答者について  
は、1日目の調査では応答記録書を作成せず、2日目の調査で本質問応答記録書が作成されたという前提である。そのため、冒頭部分(初葉の前書)の日付欄には、調査を行った日付をいざれも記載している。【FAQ問10参照】

2

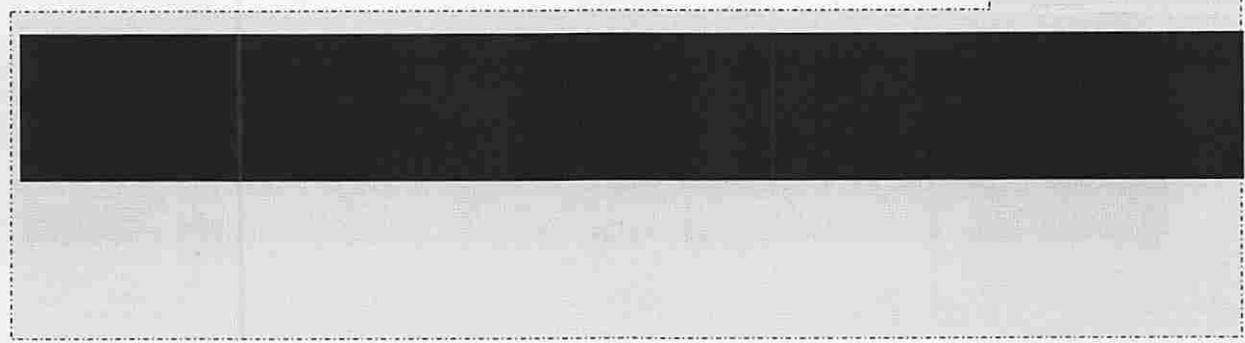
③

( 10 ) 枚のうち ( 2 ) 枚目



( 10 ) 枚のうち ( 3 ) 枚目

問 8	
答 8	
問 9	
答 9	
問 10	
答 10	
問 11	
答 11	



( 10 ) 枚のうち ( 4 ) 枚目

問 12	
問 13	
答 13	
問 14	
答 14	

( 10 ) 枚のうち ( 5 ) 枚目

問 15

答 15

問 16

答 16

問 17

答 17

( 10 ) 枚のうち ( 6 ) 枚目

問 18

答 18

問 19

答 19

問 20

答 20

問 21

答 21

問 22

答 22

問 23

答 23

( 10 ) 枚のうち ( 7 ) 枚目

問 24

答 24

問 25

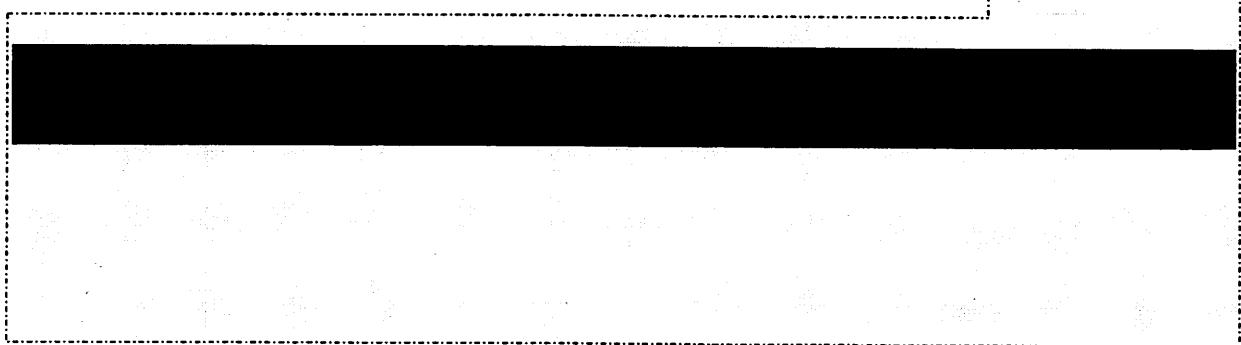
答 25

問 26

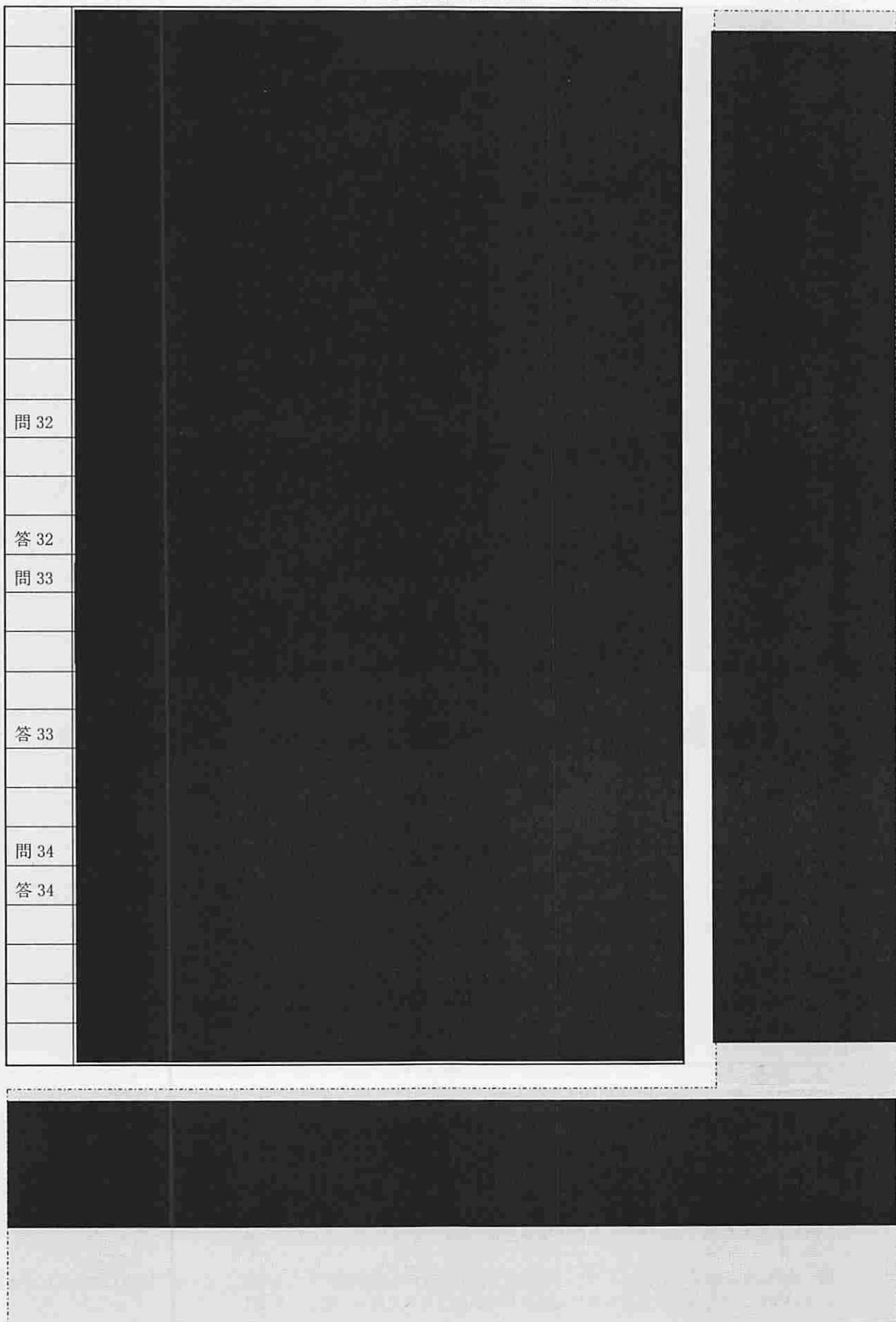
答 26

問 27

( 10 ) 枚のうち ( 8 ) 枚目



( 10 ) 枚のうち ( 9 ) 枚目



問 35	
答 35	
問 36	これで本日の質問を終えますが、何か追加・訂正したいことはありますか。
答 36	
	訂正したいところはありません。
	(回答者) 花本 花子 印
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、
	閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名・押印した上、
	各頁に確認印を押印した。>③
	平成28年11月9日>④
	(質問者) ○○税務署 財務事務官 ▲▲ ▲▲>⑤

①	
②	

③ 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

④ 本件では、1枚目注釈①にあるとおり、2日目の調査において質問応答記録書が作成されて回答者の署名・押印が行われたとの前提であるところ、質問応答記録書末尾の日付は、回答者に対する読み上げ・閲読・署名・押印が行われた日付を記載するので、2日目の調査日を記載している。【FAQ問10参照】

⑤ 質問応答記録書の作成は、2名の調査担当者で実施するのが困難である場合には1名で作成しても差し支えない。その場合、「記録者」部分を設ける必要がない。【FAQ問4、問32参照】

5 無申告に関する事例

～個人事業主に対して所得税の無申告重加算税を賦課決定した事案～

( 8 ) 枚のうち ( 1 ) 枚目

## 質問応答記録書

回答者 住所 A県●●市・・・・

氏名 甲乙 丙太郎

生年月日、年齢 昭和60年〇月〇日生 (〇〇歳)

本職は、平成28年10月18日、同月20日及び同月21日、・・・・回答者の

自宅において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。>①

### 質問応答の要旨

問1 あなたはどのような仕事をしていますか。>②

答1 私は、犬の散歩、アパート等のゴミ屋敷の清掃、限定販売が行われる場合  
などの行列の順番待ち、夜逃げの手伝いなど、お客様のいろいろなニーズ  
に従って可能なことは何でもやる便利屋をしています。

問2

答2

問3

答3

問4

答4

問5

答5

- ① 本件の回答者に対する調査では、3日にわたり回答者宅において質問調査を行っており、1日目、2日目の質問調査では応答記録書を作成せず、3日目の調査において本質問応答記録書が作成されたという前提である。そのため、冒頭部分(初葉の前書)の日付欄には、質問調査を行った日付を全て記載している。【FAQ問10参照】

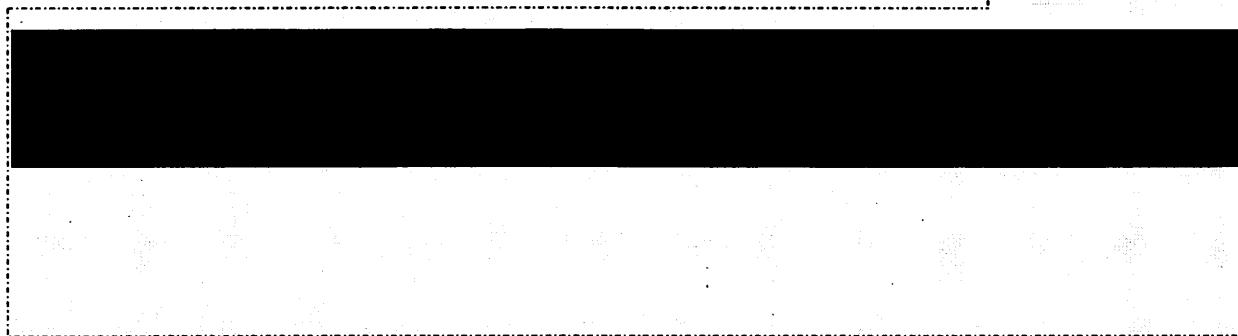
②

③

④

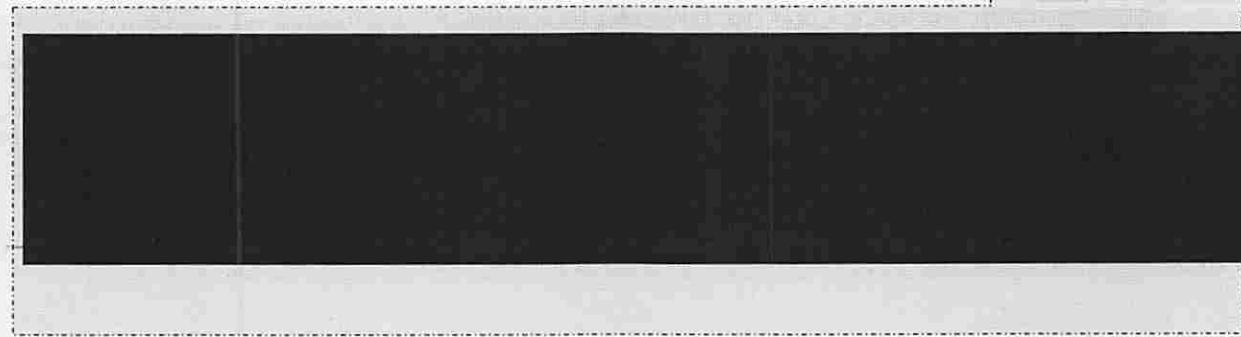
( 8 ) 枚のうち ( 2 ) 枚目

問 6	
答 6	
問 7	
答 7	
問 8	
答 8	
問 9	
答 9	
問 10	
答 10	



( 8 ) 枚のうち ( 3 ) 枚目

問 11	
答 11	
問 12	
答 12	
問 13	
答 13	
問 14	
答 14	
問 15	
答 15	



( 8 ) 枚のうち ( 4 ) 枚目

問 16

答 16

問 17

答 17

問 18

答 18

問 19

答 19

( 8 ) 枚のうち ( 5 ) 枚目

問 20

答 20

問 21

答 21

問 22

答 22

( 8 ) 枚のうち ( 6 ) 枚目

問 23

答 23

問 24

答 24

問 25

答 25

( 8 ) 枚のうち ( 7 ) 枚目

問 26	以上で本日の質問を終わりますが、最後に何か追加したいこと、訂正したいことはありますか。
答 26	

( 8 ) 枚のうち ( 8 ) 枚目

- ①回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信頼性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問1  
8、奥暮・その他1  
①参照】

- ② 本質問応答記録書は、1枚目注釈①にあるとおり、3日目の調査において作成され、署名押印が行われたとの前提であるところ、記録書末尾の日付は回答者に対する読み上げ・閲読・署名・押印が行われた日付を記載するのが適切であり、3日目の調査日を記載している。【FAQ問10参照】

6 消費税 帳簿書類等の保存義務に関する事例  
～仕入税額控除を認めなかった事例～

確 認					担当者
.	.	.	.	.	.
<b>調査報告書</b>					
<u>〇〇税務署長</u> 殿					
平成29年 1月17日					
<u>〇〇 税務署 〇〇課税〇〇部門</u>					
財務事務官 _____					
納 税 義 務 者	霞ヶ関物産株式会社				
用 務	法人税等調査				
調 査 年 月 日	平成29年1月17日				
用 務 先	霞ヶ関物産株式会社本社事務所(〇〇市〇〇町・・・)				
調 査 対 象 者	霞ヶ関物産株式会社 経理部長 甲山 太郎				
<p><b>【報告事項】</b>          霞ヶ関物産株式会社の法人税等の調査において、本職は、平成29年1月17日午前10時10分頃から同日午前10時30分頃までの間、経理部長甲山太郎に質問調査したので、回答内容の概要等を下記のとおり報告します。&gt;<b>①②</b></p>					
<p>記</p> <p>(調査対象者の回答内容の概要)</p> <p>1 私は、平成28年4月から、霞ヶ関物産株式会社(以下「物産社」という。)の経理部長として勤務している。&gt;<b>③</b>          経理部長となる前は、溜池トランクサービス株式会社で営業部長を務めていた。</p> <div style="background-color: black; height: 150px; width: 100%;"></div>					
以上					

~~~~~  
~ 第2回以降の調査報告書については、次頁以降に報告書本文部分のみ記載する ~

- ①** 質問調査を行った日時(特に時間)を正確に記載している。

なお、「記」以下の欄に、「調査を行った時間」という項目を設けて日付・時間を記載しても差し支えない。【質問応答記録書文例集7(2)調査報告書(作成・訂正例等)注釈①参照】

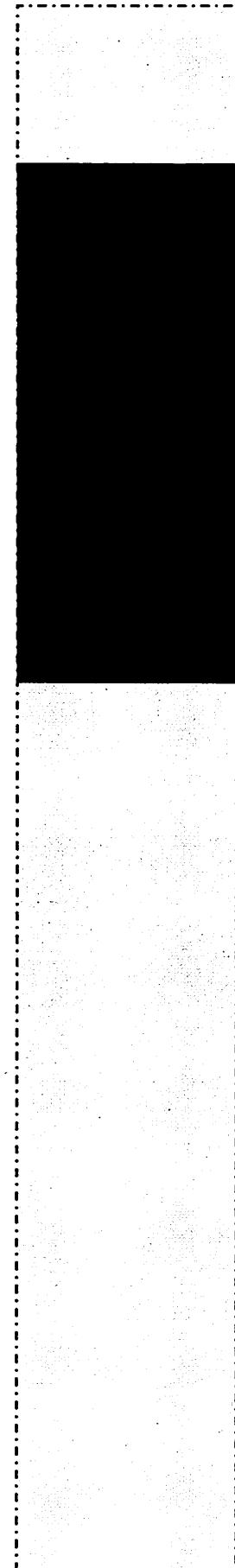
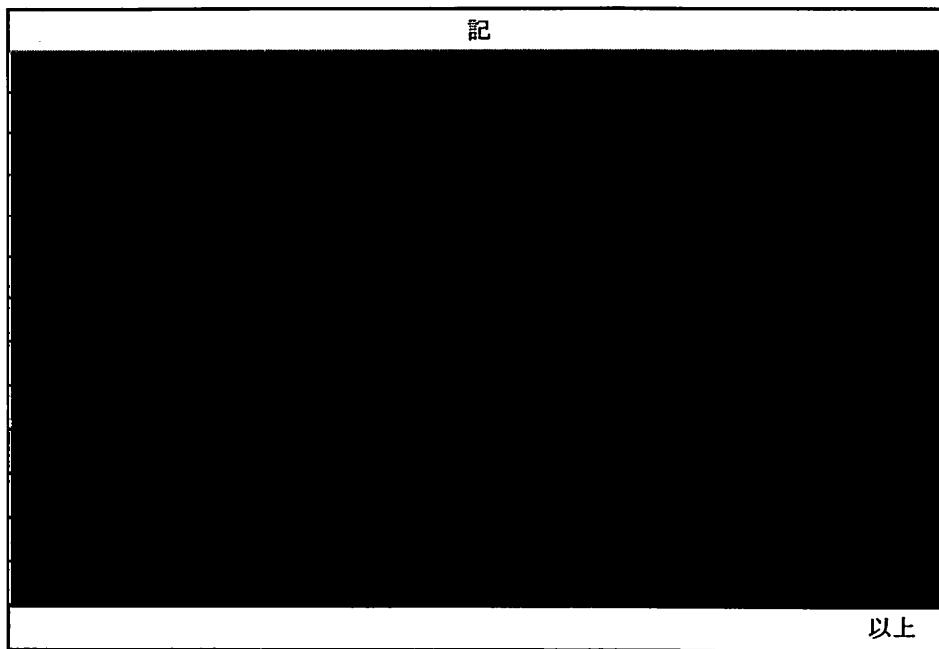
- ②** 本件では、調査報告書の作成者がのみが質問調査を行っているので、「本職」と記載している。

なお、従事した調査担当者が複数存在する場合には、「記」以下の欄等に従事した調査担当者を明記する。【調査報告書作成例注釈③参照】

- ③** 調査対象者の立場(地位)を明らかにしている。

調査報告書であるので、括弧書きを用いて会社名の略語を使用しているほか、「です・ます」体ではなく「である」体を用いている。

○ 1月24日付調査報告書（2回目：本社臨場）の下記部分 （相手方：甲山部長）



- 2月6日付調査報告書（3回目：電話）の下記部分（相手方：甲山部長）

記

以上

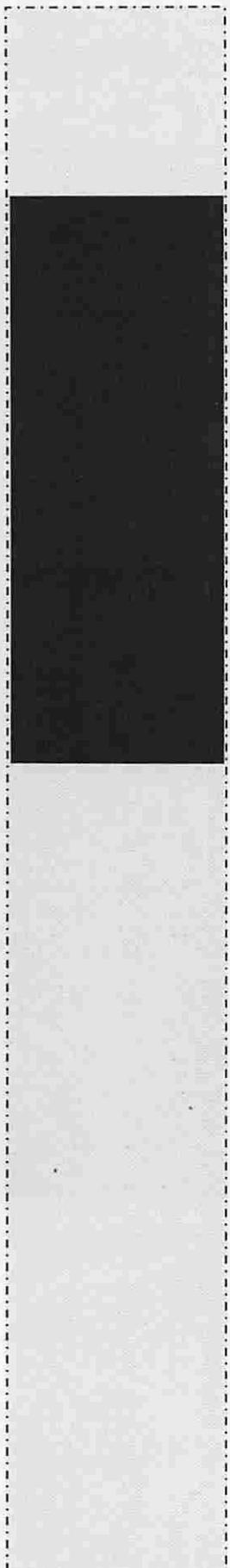
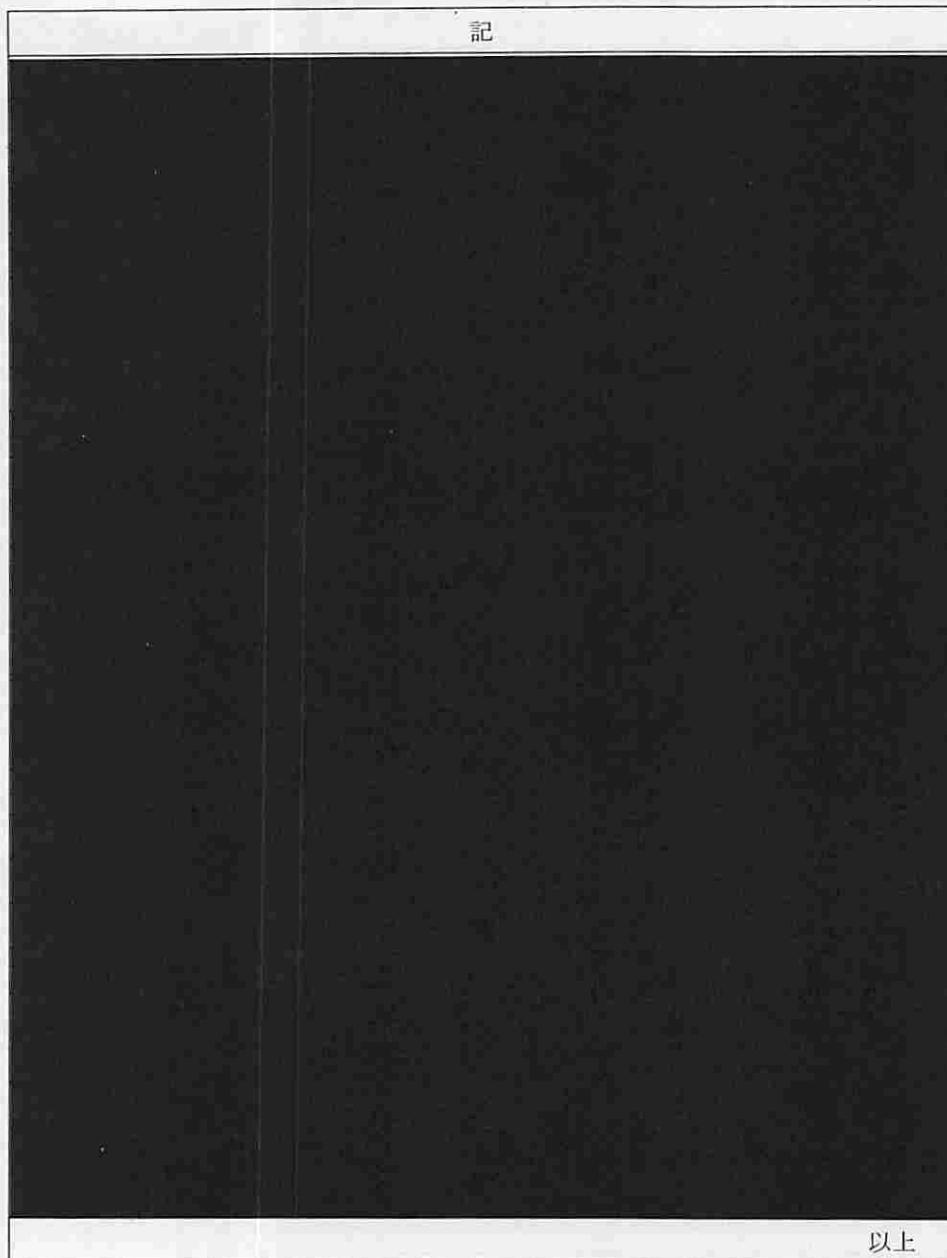
○ 2月22日付調査報告書（4回目：電話）の下記部分 （相手方：甲山部長）

|    |
|----|
| 記  |
| 以上 |

- 3月7日付調査報告書（5回目：本社臨場）の下記部分

| 記  |
|----|
| 以上 |

○ 3月16日付調査報告書（6回目：電話）の下記部分 （相手方：丙川社長）



6 消費税 帳簿書類等の保存義務に関する事例 <関係者への質問>  
～仕入税額控除を認めなかった事例～

( 4 ) 枚のうち ( 1 ) 枚目

| 質問応答記録書                                                         |               |
|-----------------------------------------------------------------|---------------|
| 回答者 住 所                                                         | □□県△△郡△△町・・・・ |
| 氏 名                                                             | 乙 海 次 郎       |
| 生年月日、年齢 平成〇年〇月〇日生 (〇〇歳)                                         |               |
| 本職は、平成29年3月13日、□□県△△郡△△町・・・・乙海次郎氏自宅において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。 |               |
| 質問応答の要旨                                                         |               |
| 1 > ①                                                           |               |
| 2 > ①                                                           |               |
| ③                                                               |               |
| ④                                                               |               |

《前提》

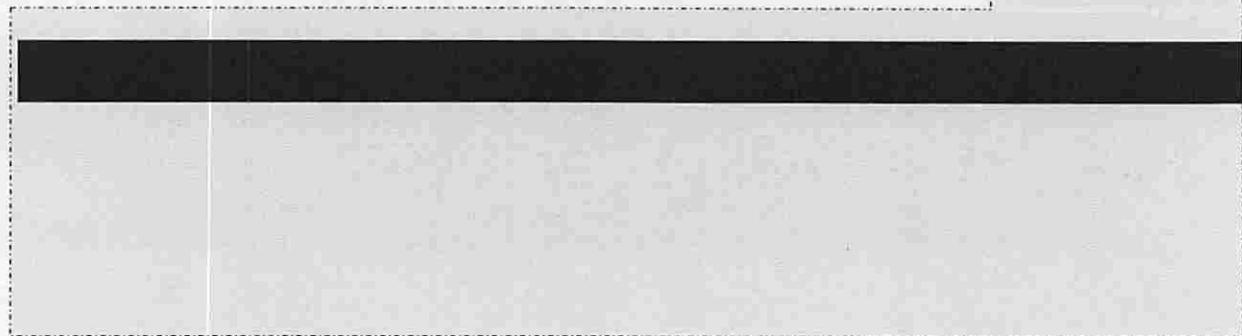
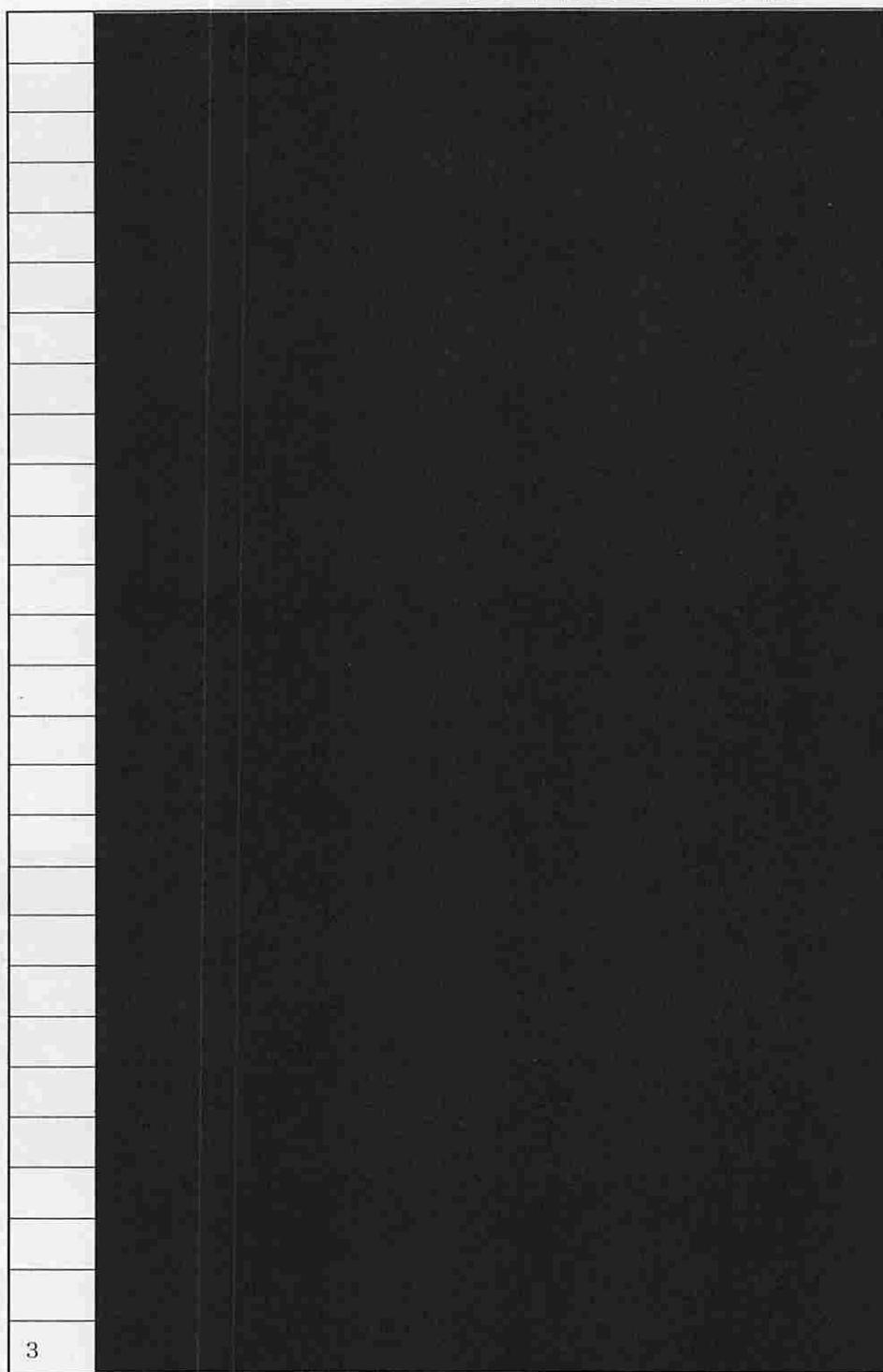
- ① 物語形式の場合には、項目ごとに項目数を付することで、分かりやすくなる。  
【FAQ問11参照】

②

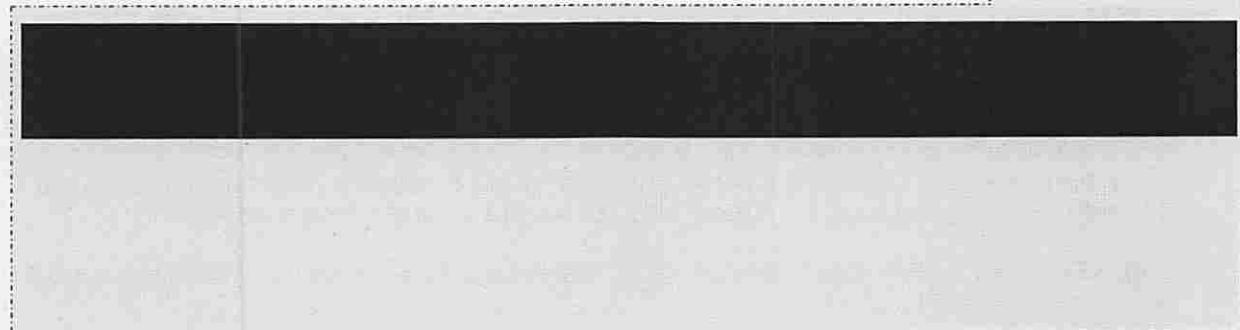
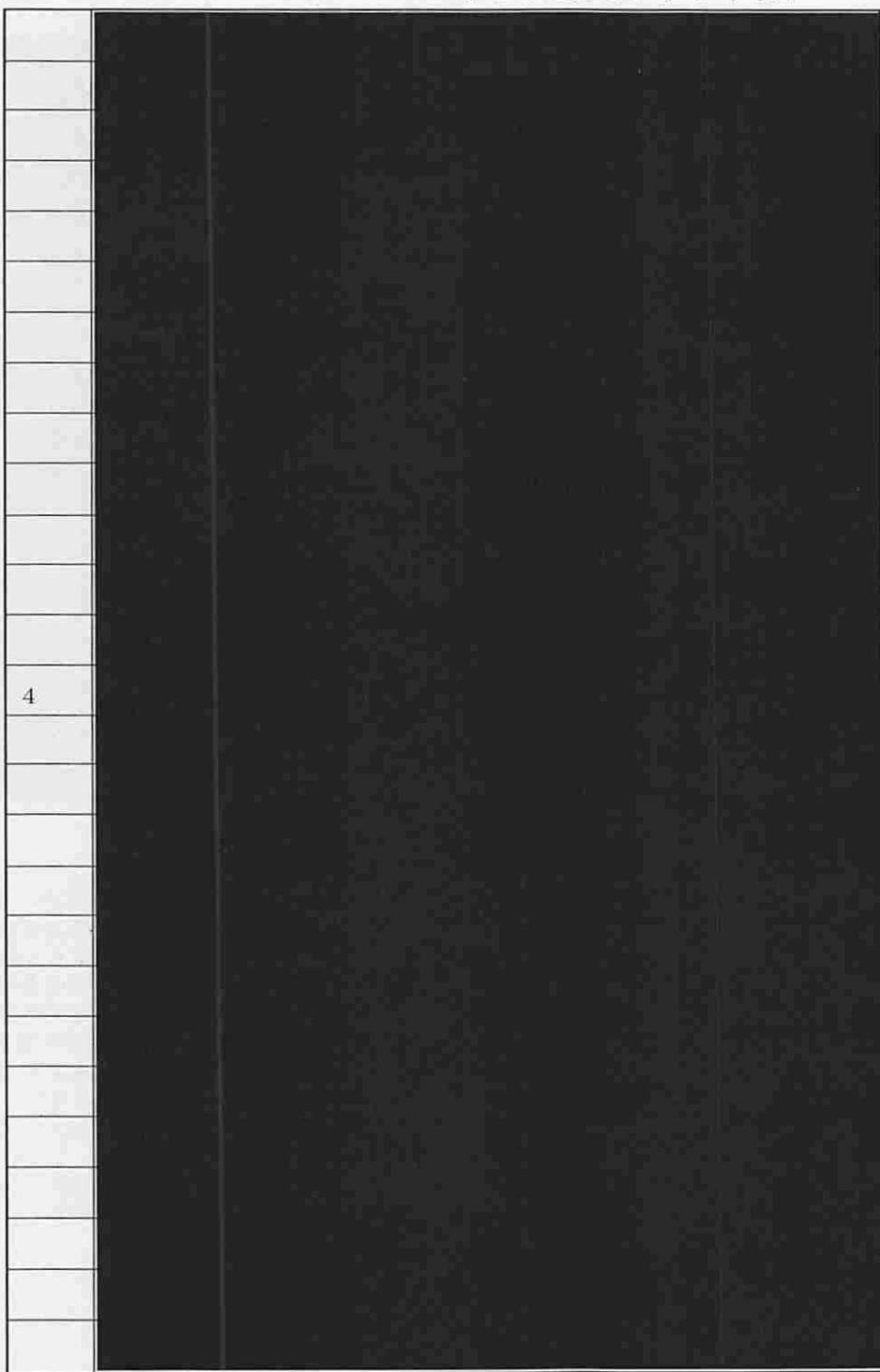
③

④

( 4 ) 枚のうち ( 2 ) 枚目



( 4 ) 枚のうち ( 3 ) 枚目



|   |                                                                       |
|---|-----------------------------------------------------------------------|
| 5 |                                                                       |
|   |                                                                       |
|   |                                                                       |
|   |                                                                       |
|   |                                                                       |
|   |                                                                       |
|   |                                                                       |
|   |                                                                       |
| 問 | 以上で質問を終えますが、訂正又は付け加えたいことはありますか。                                       |
| 答 | ありません。                                                                |
|   | (回答者) 乙海 次郎 印                                                         |
|   | 以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、訂正したいこと又は付け加えたいことを確認し、回答者に対し読み上げ、かつ、閲読させたところ、回答者は |
| は | と申し述べ、署名・押印を拒否                                                        |
|   | し、確認印の押印も拒否した。>③④                                                     |
|   | 平成29年〇月〇日                                                             |
|   | (質問者) ○○税務署 財務事務官 ▲▲ ▲▲ >⑤                                            |
|   | (記録者) ○○税務署 財務事務官 ■■ ■■                                               |

①

②

③ 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信頼性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

④ 回答者に質問応答記録書の内容を確認させた後、署名・押印を拒否した場合には、これを拒否する理由を確認し、回答者が記載内容に誤りがあることを申し立てたのであれば、当該申立てにしたがって追加等を行い【FAQ問17参照】、その後、改めて署名・押印を求める。【FAQ問28参照】

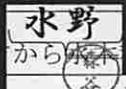
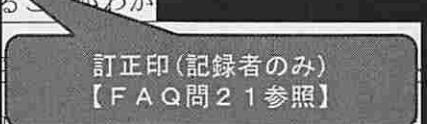
他方、回答者に署名・押印拒否の理由を確認したところ、回答者が質問応答記録書の内容に誤りがないものの、それ以外の理由で署名・押印を拒否する旨申し立て、説得にも応じない場合には、質問応答記録書の内容に誤りがない旨申し立てたことを記載することが重要である。【FAQ問28、奥書・その他1(4)参照】

⑤ 回答者が署名・押印を拒否した場合であっても、調査担当者は署名をするなどして書類を完成させる必要がある。【FAQ問28参照】

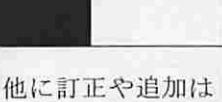
7(1) 質問応答記録書の作成  
(契印・確認印)

契印(記録者のみ)  
【FAQ問32参照】

(8) 枚のうち (8) 枚目

|      |                                                                                                                                                                                                                                                              |                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 答 33 | <br><br> | か 2 文<br>刻 2 文 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|

問 34 以上で質問を終わりますが、何か訂正したいこと又は付け加えたいことはありますか。

答 34 

(回答者) 市川 審次   
以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名・押印した上、各頁に確認印を押印した。

平成28年10月31日

(質問者) ○○税務署 財務事務官 大西 法一   
(記録者) ○○税務署 財務事務官 森谷 稔太 



確認印(回答者のみ)  
【FAQ問26参照】

確認印



## 7(2) 調査報告書（作成・訂正例等）

(1) 枚のうち (1) 枚目

| 確 認 |  |  |  | 担当者 |
|-----|--|--|--|-----|
| ・   |  |  |  |     |

## 調 査 報 告 書

○○ 税務署長 殿

平成 年 月 日

○○ 税務署 ○○課税第○部門  
財務事務官 ○○ ○○

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 納 税 義 務 者 | A電器株式会社           |
| 用 務       | 法人税等調査            |
| 調 査 年 月 日 | 平成××年××月××日       |
| 用 務 先     | △△区△△町・・・・甲田乙郎の自宅 |
| 調 査 対 象 者 | 甲田 乙郎             |

## 【報告事項】

A電器株式会社の調査に関して、外注先であった甲田乙郎に対する質問調査を実施し、質問応答記録書を作成した。

## 記

## 1 質問調査を行った日時

平成29年○月○日午前10時10分から同日午後2時18分までの間。&gt;①

ただし、午前11時55分から午後1時5分までの間は、昼食のため、質問調査を中断した。&gt;②

## 2 質問調査を行った者

本職（記録者）及び財務事務官△△△△（質問者）&gt;③

## 3 質問調査の目的&gt;④

納税義務者から調査対象者に対する外注費の支払状況等を明らかにするため。

## 4 質問調査の結果

調査対象者の本日付質問応答記録書1通を作成した。&gt;⑤

## 5 質問応答記録書の訂正事項

本日、質問調査を終了して帰署後、上記質問応答記録書に誤記があることを発見したので、次のとおり訂正する。&gt;⑥

1枚目「質問応答の要旨」欄の3行目に記載した「電器製品」を「電気製品」に訂正する。&gt;⑦

3枚目7行目に記載した「当社にでは」のうち、「に」を削除する。&gt;⑧

以上

- ❶ 調査を行った日時を正確に記載する。
- 

- ❷ 食事や休憩等で中断した場合は、その時間を記載する。

- ❸ 従事した調査担当者が複数存在する場合には、「記」以下の欄等に従事した調査担当者を明記する。

- ❹ 反面調査であるので、必要性を明らかにするため記載している。調査対象者が納税義務者の場合は省略しても差し支えない。

- ❺ 質問調査を行ったが、質問応答記録書の作成には至らなかった場合は、その旨を記載する。また、回答者に特異な言動があれば、その状況を記載する。

❻ 本件では、既に質問調査を終了して帰署しているので、質問応答記録書に誤記を発見しても、直接質問応答記録書に書き込み等をして訂正することは厳禁である。そのため、本調査報告書に記載している。【FAQ問20、問36参照】

❼ 誤記がある質問応答記録書とは別の文書であるから、訂正（削除）する箇所（部分）がどこであるか不明瞭となるよう、訂正する箇所（部分）を詳細かつ明瞭に記載する。